

ふじみ野市と株式会社武蔵野銀行との地域活性化包括連携協定書

ふじみ野市（以下「甲」という。）、株式会社武蔵野銀行（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 産業・経済の振興及び雇用の創出に関すること。
- (2) 創業支援及び地域企業育成に関すること。
- (3) シティセールス及び観光振興に関すること。
- (4) 教育、文化、スポーツ及び生涯学習に関すること。
- (5) 暮らしの安全・安心及び防災対策に関すること。
- (6) 空き家・空き店舗対策に関すること。
- (7) 健康増進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地方創生の推進に関すること。

（協議及び連携事業の実施）

第3条 甲と乙の連携協力による事業を円滑に実施するため、甲又は乙のいずれかの求めに応じ協議の場を設けるものとする。

2 前条各号に掲げる事項に係る事業の実施については、甲と乙において、円滑かつ効果的で充実した連携協力活動を展開し実施するものとする。

3 甲と乙は、前項の事業を実施するに当たり、必要に応じて、市内の公共的団体との連携に努めるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも本協定の廃止について申出がないときは、更に1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（情報保護）

第6条 甲と乙は、第2条各号に掲げる事項に係る事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示し、又は漏えいしてはなら

ない。本協定が廃止された後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令（条例を含む。）により開示を求められた場合は、この限りでない。
(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月25日

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

甲 ふじみ野市

ふじみ野市長 高畑



埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8

乙 株式会社 武蔵野銀行

取締役頭取 加藤 喜久雄

